

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		4,255	t-CO ₂
① （温を除く 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 排 算 出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		4,255

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 9 年度			
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	4,255	t-CO ₂	4,170	t-CO ₂	2.0	%

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 9 年度			
			目標排出量		目標削減率	
原単位当たりの 排出量		t- CO ₂		t- CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

曳航作業の回数が増えれば、増えた分だけ燃料消費量も増えるので、燃料消費量が増える点については消費量を抑えることができない可能性もありますが、作業以外の回航時の減速運転の徹底と、社用車の使用回数を減らし、かつエコドライブの徹底をし、目標達成に向け、努力いたします。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考 3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動実施・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房温度28度、暖房温度20度の徹底 ・必要時以外ノーネクタイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房温度28度、暖房温度20度の設定と必要時以外のノーネクタイを徹底し、エアコン等の使用をなるべく控え、消費電力を抑える。
OA機器の省エネルギーの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、コピー機等のOA機器の退社時の電源OFFの徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、コピー機などは休憩時、退社時はOFFにし、消費電力を抑えていく目標。
船舶の運航に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の主機関は可能な限り、燃料消費量の少ないものを採用する。 ・回航時の減速運転の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1隻、燃費の良い船に新しく差し替えたので、燃料消費量の減少を目標といたします。
自動車の運転に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速を控えエコドライブを推進する。 ・ドライブレコーダー設置による安全運転の意識向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社用車もハイブリッド車になるので、ガソリンの消費量を減らしていく目標です。
廃棄物の排出制御	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別回収の徹底 ・リサイクルの推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社事務所、船内すべての場所において、廃棄物の分別回収を徹底し、リサイクル活動につなげていく目標です。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--